

6月17日(第6日目)

1. 開議並に散会時該(午前10時1分~  
午前11時)

2. 応招議員は次のとおりである。

2番 天久盛雄	3番 石川真六
4番 疫名喜庸仁	5番 宮里敏行
6番 瑞々賢朝村	7番 比嘉盛栄
8番 又吉正弘	9番 棚原憲信
10番 柏嶺正康	11番 安次富盛信
12番 大川昇	13番 知名朝司
14番 崎間正篤	15番 仲村春仁
16番 武島行男	17番 佐妻真弘
18番 比嘉義定	19番 宮城盛昌
20番 伊佐徳次郎	21番 仲村盛光
22番 石波蔵清次郎	

3. 不応招議員は次のとおりである。

1番 伊保清安

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 議令事務局職員の出席者は次のとおりである。

事務局長 末吉健男

書記 島袋真由

7. 議事日程は次とおりである。  
日程第1. 財政常任委員辞任届に  
ついて。

議長	出席議員19名であります。市町村自治法第53条の規定により、議会は成り立ちますので、只今より本日の会議を開きます。(午前10時)
ク	暫く休憩いたします。(10:1)
リ	再開いたします。(10:2)
議長	当局以外から出された問題でありまして、議会に関する問題でありますので、皆様とお話し合いをもちまして議題にあけて審査するかどうかを先に決めたいと思います。6月16日付で財政常任委員会委員の比嘉盛栄、仲村盛光、伊佐徳次郎議員が議長宛に今から話し上げる様な文書が参っております。 財政常任委員会の開催について第47回宜野湾市議会定例会において財政常任委員会に付託された議案第49号54号について本議会で決定された委員会活動日程によって本日(6月16日)開催致したく私も三委員出席したためであるが、定足数に足らず、又委員長欠席のため開会出来ないのであります。委員長に委員会

開催に付いて電話連絡したところ委員  
長ではわからないから議長に聞き  
なさい。との連絡を受けました。よつ  
私どもは議長の指示あるまで各  
自待機に居りますから連絡下さる  
様依頼と報告いたします。

この様な文書が参っております。

それと関連いたしまして6月14日に  
石川真六議員 宮城盛昌議員と  
それから6月15日に大川昇議員、  
伊保清安議員以上又議員か  
ら財政委員並みに委員長を辞  
任したいという辞任届が参つてお  
ります。本日は又議員から出され  
た辞任届を議題にしたいと思  
いますか。御異議ございません  
か。

(異議なしと呼ぶ)

議長 御異議がないので又委員から出さ  
れた辞任届を議題とすることに  
いたします。  
一応、事務局長をして朗読せしめ  
ます。

議長 暫かく休憩いたします。(10:6)

〃 再開いたします。(10:7)

議長	本案に対する質疑を求めます。
ク	暫かく休憩いたします。(10:14)
ク	再開いたします。(10:15)
11番	只今の辞任の理由の中に、決定した裏には、何か意図があるんだといった様な印象を受けておられますか。その点について、ご本人にお伺いいたします。
議長	暫かく休憩いたします。(10:15)
ク	再開いたします。(10:16)
11番	お伺いいたします。只今の辞任の理由の中にメンバーの構成に対して、何んだの考慮も払ってないという理由、それかこの問題と関連して感ずるという理由でありますか。それについて、どう言った様な点か、また、また、不ぬか、いな点かあると、これについて。
3番	お答えいたします。今私個人の辞任したいという案件に対して、議会で審査が進められておられますか。

評任したいという理由の中に 14日  
に可決された、宜野湾市議会委員会  
条例の点にふれてあります。そこで  
私が評任したいという大きな理由も  
当然そこが派生した問題であ  
りまして、具体的に申し上げる必要  
もないとは思いますが、と申すの  
は、その当該案件が処理される  
段階において私は、総務委員会の  
原案を一部修正する案件に対し  
反対である旨の討論をしてお  
ります。そこでその当時私がや  
った討論の内容を念頭にふかれ  
まして、この問題を検討していた  
らければ、私の心境もあるい  
は推測できるのではないかと  
思って、只感ずるところありとい  
うふうに抽象的にしてあります。  
そこで、しいて感ずるところに  
ついて説明を求められておりますか。  
これから申し上げることにはいたし  
ます。

委員会構成の当初時期におきま  
して、私我々が取った方法は、我々  
が申すのは、議会であります。取  
った方法は、一応3つの常任委員  
に対して、各団の希望に従って出発  
したのであります。そこで、ある  
委員会には、人数よりオーバーした

希望者が来たし、ある委員会には必要人数に足らない希望者があったという状況でありました。そこでその場合における処の事前の策として、確か抽選によって最終決定したんではないかと私は記憶しております。私にたとえて申しますならば、最初から財政委員会を希望して最終的に私の希望通り私は財政委員会の所属メンバーになった訳であります。私が財政委員会に希望いたしましたのは、委員会活動では、財政委員会に審査事項になっている部門、その面において自分は自分なりに議会活動を熱中したいという考え方が、財政委員会に希望いたしました。そうであるならば、全体の機構を変えるならば、いいですが、この時期において、そのメンバーの意思を無視する様な結果にもなりかねますし、又、我々が取り扱う案件については、一般的には我々個人とは関係のない対象であります。本会議であろうか、委員会であろうか、我々が審査する対象物は、対象案件は、我々個人とかけ離れた対象案件であります。しかし、乃が、委員会条例を改正する。

審査と申しますのは、直接我々の身分と関係しております。にもかかわらず、審査の過程において少なくとも各常任委員長の意見を聞くということもなかったし、各議員の意見も聞くということもなかったし、勿論総務委員会の審査の結果として、そして最終的には本会議にかけられた訳でありますか、その限りにおいては手続上においては「何んた」不備もありません。私は手続上の不備そのものについて、とやかく言っているのでもありません。水道問題の運営にかかんで、今日の現時点は、汚職が発生して、今後この様なことは二度と繰り返してはいかないという議会も執行当局も市民の福祉向上を図る立場から非常命令に立っております。現時点はこの様な状況下において何故あえてしかも決算認定審査事項を財政委員会の所属から他の委員会に所属変えしなればいけないのか、勿論当該案件の審査結果の報告の段階で総務委員長は色々当局の機構改革等を理由として説明しておか

れました。私にいわしむるならば、  
単なる表面のこい付の理由に  
しかありません。もし当局の機  
構改革と議会の委員会活動  
と関連して検討した場合に  
どうしても所属構成或いはそれ  
ぞれの審査担当事項になっ  
てくる委員会の審査事項を編成  
変えなければならぬという理  
由があるならば、もっとも慎重  
におたかいか納得する様な積  
極的理由をそこに浮き出して  
から結論に持って行くべきでは  
ないかと、もう言うふうに私は考  
えている訳であります。

財政委員に私が希望したのが、先  
程私が申し上げました様に、  
「あくまで」財政委員会の審査対象に  
なっている、いろいろの取り扱  
い事項、経工常任委員会、総務常  
任委員会、あつたか、3つの委員  
会の審査事項の中、私は私  
なりに財政委員会の審査事項  
になつてゐる部門、その辺で審  
査活動をしたか、唯一  
の私が財政委員会を希望した  
理由であります。それを全体の  
構成変えという観点上から  
「あくまで」財政委員会が

がその審査事項であるところの  
であるところの決算の事項勿論  
その外の審査事項も変わっており  
ますか 主として決算に重点を  
おいて私は考えておるし 或いは  
又 総務委員会 この議会において  
も、そうではなかったかと私は推測  
しております。時期においてその他  
積極的理由がないにもかかわら  
ず、この様な可決をしたことに  
対して私は最大の不満を持っ  
ております。従いまして 現在可決  
された所の名前も変わってしかも  
審査取り扱い事項も変わってメン  
バーのかけがそのまゝになるという  
と私が属しているところの7月1日  
から変わっていくところの、その財  
政常任委員会は私の意とする  
方法とは相当違っております。  
従いまして 私は自分のどの部間で  
審査活動、常任委員会活動をした  
いという私の期待とは、はるかに  
かけはなれております。意欲的な  
委員会活動も自分私は疑いたく  
なりません。自分と申し上げますのは  
私自身であります。  
従いまして 又 予期しなかった案  
件も付託される様になりますし、  
委員長として、更には、委員としても

3番 その委員会に付託された案件に  
ついては果して合理的に又能率  
的に審査をして本会議に報告  
することが出来るかどうか。私自  
身で非常に疑問をもちてお  
ります。以上申し上げました様  
な理由に基きまして、只今辞任  
したいという案件の審議をや  
すかはしてあります。以上であ  
ります。

11番 只今の御説明で、分る様な気持  
もしたる訳にはありませんか。  
またまた理解出来ない点あり  
ます。只今の御説明の中であ  
たかも常任委員会が独裁的だ  
として全然外の委員会を無視し  
てこの問題を審査して来たんだと  
いった様なことで、外の委員長の  
意見も聞かなかったということ  
でございませうか。この問題は昨  
年の12月に上程されて、そして総  
務委員会といたしましては、非常  
に重要な問題が、こういうことで  
慎重に考えてやっております。し  
かも今度修正可決されましたこ  
ろの部分においては、特に全議  
員に関連する問題が、いった  
様なことで、当初は原案通り

進める様に一応は進めてありましたか。その途中当局の諮問案件が出るということは当局のこの議案に対して審議の過程において助役の出席を求めて色々質疑をした中においてどういう問題が出た訳でしょうか。そこでこの問題と非常に関連が深いと特に先程私が申し上げました様に、そのまゝ原案通り進めて行こうといった様なことでも問題としてはしかしこのまゝではあまりすっきりしないという意見は皆一致してありました。しかしながら外の全体の問題と関連するということでは一応はふれないで、そのまゝ進めようではないかといった様なこともありましたか。今申し上げる様にその質疑の過程において当局の説明の中でこの問題が出たために、それいっしょに直ぐはかたづけられないとこの問題については期限延長の承認を受けてその中でこの問題を報告の形で延長する理由として所管事項とそれがか委員会の名称の問題か問題としてまた残っているからという理由を付して一応説明

した訳であります。そこで当局の機構改革と関連してこの問題は充分検討しなければならぬということ。外の市町村のありを引例として説明した訳であります。その中では、おそく充分検討して下さいという様なことで私は承認を受けたというふうに考えております。そしてこの問題については、申し上げました様にあらゆる角度から検討し且つ又組織構成変えといった様な問題も一応審査の過程で話し合の中にあつた訳であります。しかしながらこれはあくまでも議会の問題だということ。皆意見が一致しましてこの問題に対する充分な検討をしなければならぬと言つた様な方法並みに方針は、これについては今前も申し上げました様に委員会の問題というよりは、議会の問題だということ。そうしたんだというふうに申し上げます。それから委員会としては、一応法律を制定いたしますので一致、一致この法律を制定した場合、この人はどうなるかなど、今

の財政委員長は どうなつて来るか  
など、 いったようなことで、 法律を  
一致、 一致、 その人にマッチした  
改正をするんだ」といった様なこ  
とは、 これは出来ないんだと、 仮  
りに例えれば、 何にかの審議会の  
規則、 規程を制定するにして  
も、 この人達をメンバーにいつ  
しゃるか、 とういうふうに、 規則  
規程も作らなければ、 いかないん  
だ」と言つた様な考え方で、 作るよ  
うな様なことになると、 これこそ  
法を制定するところのあるいは、  
改正するところの精神に反する  
んじゃないかと、 いった様な基本線  
もある訳けであります。

一応、 法は法として改正、 制定  
をするならば、 それに基づくところ  
の運営をするのが、 妥当ではな  
いかと、 と申し上げるのは、 一応、  
次の段階において、 所期の考え  
が、 当初の考え方が、 皆なそう  
いう考え方で、 望んで、 いると、 いうこと  
であるならば、 次の段階にお  
いて、 この問題は、 考え直して、 しかる  
べきではないかと、 いう考え  
方に、 立つ訳けであります。 そこで、  
直ぐこの議案が、 白分の意とす  
るところの、 意志が、 到、 達したか

直ぐ辞任をするんだといった様な  
ことではなくして、もっと建設的に  
次の段階において、この問題は  
動議でもいいし、或いは個人の  
希望として、全体会議の中に内  
題をもちかして皆んで討議、検  
討して、そして、入れかえるといふ  
様な手続き、手段の方法があつ  
たのではなからうかというふうには私  
としては考へる訳ではありません。次  
に決算の事項を財政委員会か  
ら取り上げていると、取り上げて  
審査を代つたところの委員会、す  
なわち総務委員会の所屬事項  
に或いは所轄事項にしてある  
といった様なことに対して最大  
な不満があるやに、うけたまわつ  
ておりますが、これにつきましては  
この決算につきましては、各々  
議員、関心をもつておられ、この  
決算は、財政問題だけでなく  
して、宜野湾市の業務財政全  
般にまたがる所の機構であ  
ります。これにつきましては、必ず  
しも一常任委員会に所屬させ  
るということではなくして、全体  
の問題として進めていくために  
は、色々手段、方法があるか  
と、思つております。

例えば今度見たいに特別委員会  
を決算特別委員会を作るなり或  
いは本土においてはその委員会に  
関する部分 例えば建設面の決  
算については建設委員会 或いは  
総務関係の決算は総務委員会  
といった様なその決算そのもの  
を専門分野に分けて各々専  
問的にしてあかゆる角度から  
決算審査を進めている所の市  
町村が沢山ございます。必ず  
しも今度の総務委員会の審査  
の過程において決算を財政  
委員会からうばってそして今の  
メンバーに対してはこの決算問  
題を審査させないといった様な  
意図は毛頭ありませんし又この  
改正、修正点にあたりましては  
決して何んたの意図もなく我  
々はこの先程申し上げました様  
に法の制定、或いは改正するた  
めにはどうあるべきかといった様  
な面からこの問題を取り上げて  
審査を進めて来た訳でありますの  
でこの辺については尚御理解  
をしていただくしましてそしてもし  
専門的な分野をどうしてもや  
るんたということであるならば  
これはもっと建設的な考え方が構

成メンバーの検討という問題を出して、進めてしかるべきでないかと、いうふうに考えております。

3番 辞任したいという申出の立場から意見があります。只今の安次富議員の話しを聞いておりますと、この問題が総務委員会の審査報告という過程におけるところのその時の総務委員長としての発言と内容はなんだ変りはありません。繰返してありません。只今の安次富議員の話しの中にそういうふうに取り上げられたから、直ぐなげやりのたかなくて、建設的にというふうな話しがありましたか。私は何にもなげやりの気持は持っておりません。安次富議員がいうところの建設的議会活動をやるためであります。建設的議会活動をやりたいためにこそ、自分かその方面に活躍したいという案件に所属したいのであって、最初かかそうではないか。そういうふうに考えません。私は、あくまで汚職問題があった決算の審査にあたってそれを浮きりにしたという、この時点、この辺が重要な問題かと

思います。

更に又何にも法を制定するのに一致、一致、財政委員長の意見を聞く必要はないといった様な趣旨の発言がありましたか。その通りであります。私が先程その面について申し上げました真の意味は参考人として意見を聴取する必要がなかったかという事であります。

議会もしくは委員会活動において我々は必要に応じて当局その他の方を参考人として説明を求めたりに出席を求めてやっております。

この委員会の条例改正問題について私は他の案件と比較して何んかおとさないところの、むしろ重要な審査案件だったと思っております。そうであるならば身にかかっている所の委員長が非公式にたろうか、公式にたろうか、参考意見として聴取する必要はなかったかとかといった様な考え方に立ってそれもなかったと事実をいったまでであります。

何にも一致、一致、財政委員長に意見を聴取しなければならぬ

という考え方がかとういうことを申  
し上げたことではありません。  
ですか、まけた解釈はなされ  
ないよな願ひします。  
そして慎重に検討するという面  
におきまして私の辞任届の中  
に委員会構成にふんだん考慮  
が払われてないということを申  
し上げております。勿論総務  
委員長の委員会審査の報告の段  
階におきまして話し合がもた  
れたということを聞いておりま  
す。これはあくまで話し合いであ  
って、あの審査報告の中にどこ  
をどう見回しても例えは附  
帯意見にも一言半句もふれて  
ありません。その辺をよく思い  
出して下さい。

11卷 中間報告の形で一応は報告し  
た中で問題点になっている点  
を申し上げたのであります。尚  
又この議案は昨年の12月の  
定例会において各議員に配布  
されそしてその中の説明或  
いは事務局からの説明等もあり  
ましたし、又各議員個々におい  
てもこの議案に対する研究或  
いは検討の時間は充分あった

かと思っております。更にこの案件は中間報告の形で問題になつてゐる点は、これかということをおし示めして、皆様の意見を聴取した訳けであります。これについては、こういう問題か問題として残されてゐるんだとそれについて、尚充分なる審査が必要か、委員長の承認を求めたいといった様な趣旨内容で承認を求めたはずであります。それを参考人として聞くべきであつたというふうな御指摘をしておりますか。勿論あつた審査事項、あつた審議の過程において、何にか問題があり、或いは参考人としてどうしても聞く必要が委員会の中で委員各位の意見、或いは何にかの意見が出たときは、これに対して委員長は一部始終、そのもれなく参考人の意見を聞くづく。その手続は取つて来た積りであります。しかしながら、只今の両委員長を参考人として聞く必要があつたんでは、ないかといった様な御指摘の面でありますか。これについては、委員会の審査の過程、或いはその外で、その問

題が出ませんでしたので、あえて委員長として聞いてない訳ではありません。

そういう方法で一応審査を進めて行った訳ではありませんか。

これはしかし、あくまでも後のメンバーの構成においては、議会全体の問題であるし、一応問題として、これは取り上げないということは、一応申し上げておりませんし、又当然これに対しては考慮する必要もないということも私は断言しておりません。

これは全体の問題として取り上げてしかるべきだということも申し上げてそこで先程の建設的な意見と申し上げましたか、あくまでも一応本会議の意志として、今度の定例会において委員会活動、委員会の付託案件については議会の決定事項であります。議会の意志であります。一応どうあろうとも議会の意志を尊重して進めて行って、そしてその機会を早急に議長に対して作るべく促進した方が賢明な方法ではなかったかということであ

ります。

3番 私は申すまでもなく、実令説明のため出席を  
要求されて本席に出席しております。当然の権  
利として私も私なりに議長の許可を得て意見  
を申し述べております。そこで議員の発言の中  
聞いて、更に私は意見を申し述べなくてはいけな  
い場合には、そのようにやって行くつもりであります。  
実令の議員の発言の中にも色々感ぜられる点か  
あります。委員会条例を改正する案はすで  
に可決されました。私はそれ元にもどせとい  
うことは一言も申し上げておりません。従って尊  
重もないでありません。私は自分一個人の一  
身上の問題に関する財政委員長として、更に財  
政委員の所属委員としての身分を辞したいとい  
うただそれだけの権限を行使しているだけあります。  
案件を又元に戻せということも申し上げておりま  
せん。そして更に議会の意志は尊重しおけれ  
ばいけぬという話もありませんが、私に  
なれば、議会の意志は、尊重すべきであります。  
しなればいけぬという義務は私にも  
ありません。尊重すべきであるという原則的考  
えにはかたがたありません。勿論私が申し上げて  
いるのは当該案件に対してです。私が申し上げて  
いるのは、他の案件についてはありませんから。  
その点誤解のないようにお願いいたします。この  
案件に関する限り私は議会の意志は、当然  
尊重すべきであるが、これは正規の手続を  
ふんで、多数決という合法手段をとって、議会の  
意志として、そして可決という手段で決定された  
からには、当然尊重されるべきであります。私

3番 しかし、その可決に至るまでの議会の議事或いは、可決事態に対して、見方として、尊重しなくてはならない訳であります。何も可決そのものは、無効であるとか、認めないとか、そう言ったことは、全然申し上げておりません。従って、その点も誤解ないようにお願い致します。先程申し上げましたが、出席要求されて、説明のために出席要求されて、私は本席に立っております。ついでありますので、今のように意見も申し述べました。次に各議員のこの問題に関する、この問題というのは私が辞任したいという問題であります。に関して説明があったら、お答えしたいと思っております。案件はすでに可決されておりますから

2番 今の質疑応答からすると、何か委員会条例と、総務委員会の活動内容に質疑がされているような感じがします。そこで本題に何していたらまた。

議長 暫く休憩致します。(午前10時50分)

議長 再開致します。(午前10時50分)

議長 石川議員、伊保議員、大川議員、宮城議員から届けられておりましたところの、財政常任委員会を辞任したいという届け出に対して採決を致します。財政常任委員会を辞任してもよいということに賛成の方举手願います。

議長 賛成少数につき、本辞任届を否決致します。

議長 これで本日の日程は全部終了致しましたので、  
本日の会議はこれで閉めることに致します。  
尚、次の本会議は、20日の午前10時より再  
開致します。

議長 散会致します。(午前11時)